

建設協議会協議事項

〔 日時 令和4年8月19日(金)
午前10時
場所 第四委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 令和3年度八戸市下水道事業会計決算の概要について
- 2 リアス・ハイウェイ完成記念八戸大会の開催について
- 3 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分
について

令和3年度八戸市下水道事業会計決算の概要について

1. 整備状況及び普及率

[単独公共下水道 2,780ha
 流域関連公共下水道 962ha 合計3,742ha
 普及率 68.0% (農業集落排水事業含む)

2. 収入状況

事業収益 決算額 69億1,311万円
 主な内訳 下水道使用料 24億7,245万円 他会計負担金 12億2,772万円
 他会計補助金 7億5,996万円 長期前受金戻入 22億663万円

3. 支出状況

事業費 決算額 66億5,480万円
 主な内訳 管きよ費 2億6,856万円 処理場費 6億316万円
 流域下水道維持管理負担金 3億5,610万円 減価償却費 44億5,689万円
 支払利息 3億4,671万円

4. 収支 純損益

純利益 2億5,831万円

消費税抜き (単位: 千円、%)

	令和3年度 決算見込額(A)	令和2年度 決算額(B)	対前年度比較	
			増減額(A)-(B)	増減率
事業収益	6,913,107	6,947,376	△ 34,269	△0.5%
①営業収益	3,704,998	3,734,844	△ 29,846	△0.8%
うち下水道使用料	2,472,451	2,447,293	25,158	1.0%
うち他会計負担金	1,227,716	1,282,715	△ 54,999	△4.3%
②営業外収益	3,198,959	3,195,046	3,913	0.1%
うち他会計補助金	759,962	842,118	△ 82,156	△9.8%
うち長期前受金戻入	2,206,625	2,156,388	50,237	2.3%
③特別利益	9,150	17,486	△ 8,336	△47.7%
事業費	6,654,795	6,820,619	△ 165,824	△2.4%
④営業費用	6,081,352	6,159,476	△ 78,124	△1.3%
うち管きよ費	268,555	303,032	△ 34,477	△11.4%
うち処理場費	603,164	619,336	△ 16,172	△2.6%
うち流域下水道 維持管理負担金	356,103	327,462	28,641	8.7%
うち減価償却費	4,456,887	4,474,125	△ 17,238	△0.4%
⑤営業外費用	550,863	643,305	△ 92,442	△14.4%
⑥特別損失	22,580	17,838	4,742	26.6%
営業損益 (①-④)	△ 2,376,354	△ 2,424,632	48,278	△2.0%
経常損益 (①+②-④-⑤)	271,742	127,109	144,633	113.8%
純損益 (事業収益-事業費)	258,312	126,757	131,555	103.8%

リアス・ハイウェイ完成記念八戸大会の開催について

1 目的

三陸沿岸道路（リアス・ハイウェイ）の完成を祝うとともに、この道路の完成を契機とした三陸沿岸地域の地域振興について語り合い、その決意を広くアピールすることを目的とする。

2 日時

令和4年9月3日（土）13時00分～16時00分

3 場所

八戸市公会堂（八戸市内丸一丁目1番1号）

4 主催

三陸沿岸都市会議
（八戸市、久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市）

5 主管

リアス・ハイウェイ完成記念八戸大会実行委員会

6 後援

青森県、岩手県、宮城県、国道45号沿線11市町村、各市の商工会議所・商工会、青年会議所、道路整備促進関係団体、報道機関等

7 参加人数 約200人

[内訳] 来賓、主催者等 約100人
地元議員、関係団体等 約100人

8 大会内容

- (1) 開会行事
主催者代表挨拶、開催市商工会議所会頭挨拶
来賓祝辞、来賓紹介
- (2) 記念講演
- (3) 記念メッセージ
- (4) リアス・ハイウェイ利活用7市長キックオフミーティング
- (5) 大会宣言
- (6) 記念ステージ
- (7) くす玉開披・閉会

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

1 改正の理由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものの

2 改正の内容

(1) 概要

八戸市手数料条例において引用している建築基準法の規定について、同法の一部改正により項ズレが生じたことから、規定の整理をしたもの（別紙参照）

※ 建築基準法の一部改正の概要

- ・ 応急仮設建築物の存続期間等の延長を可能とする見直しが行われた。
- ・ 改正前は、応急仮設建築物について建築工事完了後3か月を超えて存続させようとする場合等には、特定行政庁は2年を限度に許可をすることができた。
- ・ 改正後は、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、更に1年を超えない範囲内で許可の期間を延長することが可能となった。
- ・ この規定が、建築基準法の第85条第5項、第87条の3第5項として加えられ、改正前の第5項から第7項までの規定が、それぞれ1項ずつ繰り下がった。

(2) 施行期日

公布の日

3 処分年月日

令和4年8月9日

別紙 八戸市手数料条例の一部改正に係る新旧対照表

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係） 土木関係手数料 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）関係事務			別表第6（第2条関係） 土木関係手数料 1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）関係事務		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
(略)			(略)		
37 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 12万円	37 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 12万円
38 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 16万円	38 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	1件につき 16万円
(略)			(略)		
50 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による興行場等使用許可申請手数料	1件につき 12万円	50 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による興行場等使用許可申請手数料	1件につき 12万円
51 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による特別興行場等使用許可申請手数料	1件につき 16万円	51 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して行う当該建築物の特別興行場等としての使用の許可の申請に対する審査	用途変更による特別興行場等使用許可申請手数料	1件につき 16万円